

公 表 日

平成30年 7月10日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	平成30年度片ノ瀬出張所管内佐田川緊急堤防復旧工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 船橋 昇治 久留米市高野1丁目2番1号
契約年月日	平成30年 7月10日
契約業者名	(株) 才田組
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区光丘町1-2-30
契約金額	21,600,000円(税込み)
予定価格	22,798,800円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工事場所	福岡県朝倉市八重津地先
工種区分	一般土木工事
工事期間(自)	平成30年 7月10日
工事期間(至)	平成30年 9月28日
備考	入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 工 事 名 : 平成30年度片ノ瀬出張所管内佐田川緊急堤防復旧工事
2. 履 行 場 所 : 福岡県朝倉市八重津地先
3. 随意契約の相手方 : 名称 株式会社 才田組
住所 福岡県福岡市博多区光丘町1丁目2番30号
電話 092-571-1697
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令102条の4第3号
5. 当該工事の目的及び随意契約に付する理由

- 1) 当該工事の目的・内容

本件は、平成30年7月6日発生洪水により崩壊した堤防の復旧を緊急的に行うものである。

- 2) 随意契約に付する理由

本工事は、被災箇所の早期復旧を目的としており、周辺状況等踏まえると、緊急の必要により通常の競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号により、契約を締結するものである。

契約の相手方となる株式会社 才田組は、直轄管理区間内において発生した災害等の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械並びに資材、労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害等の拡大防止と被災施設の早期復旧に期することを目的として、筑後川河川事務所と「災害時等緊急対策工事及び洪水時等河川巡視に関する基本協定」を締結している。

以上のことから、株式会社 才田組は、履行にあたっての知識、経験、技術力を十分に有しているものと判断できることから本件を円滑に遂行するためには株式会社 才田組が唯一の契約相手と判断するものである。

(随意契約理由書作成者)

平成30年 7月10日

筑後川河川事務所 工務第一課長